

AT小型限定普通二輪免許に係る1日の技能教習時間の上限等の見直しについて

1 現行の技能教習時間の上限(道路交通法施行規則)

- 普通免許等保有者がAT小型(125cc以下)限定普通二輪免許を取得する場合の教習時限数
 - ・ 技能教習: 8時限(第1段階(基本操作・走行)3時限、第2段階(応用走行)5時限) + 学科教習: 1時限

- 1日当たりの技能教習は、
第1段階: 2時限まで
第2段階: 3時限まで
合計: 3時限まで

- 技能教習の連続は原則2時限まで。
⇒ **教習修了に最短で3日かかる。**

【最短で教習を修了するケース】



教習日数の短縮に向けた技能教習時間の上限緩和に係る社会的要請

2 調査研究の概要

「運転免許制度の在り方に関する調査委員会」(自動車安全運転センター。平成29年8月～)

実験教習(技能教習時間の上限を緩和)を実施し、疲労度や教習効果等について調査研究。

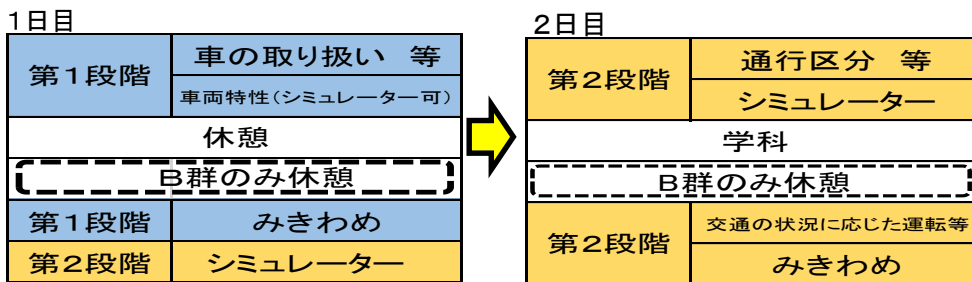
- ⇒ 教習効果への影響は認められず(技能試験等合格率は、通常の教習と比較して有意な差無し)。
- ⇒ 教習生へのアンケートでは、学科教習の後に1時限分の休憩を要するとの意見が多数を占めるなど、教習における事故防止の観点から身体的疲労に配慮する必要

【教習日数】

	2日間	3日以上	修了率
A群(24名)	23	1	95.8%
B群(24名)	24	0	100.0%
全体(48名)	47	1	97.9%

【技能試験】

	合格	不合格	合格率
A群(23名)	20	3	87.0%
B群(24名)	23	1	95.8%
全体(47名)	43	4	91.5%



※ 実験A群は技能教習の間に休憩(1時限分。以下同じ。)又は学科教習、実験B群は更に休憩又は学科教習の後に休憩を挟んだ。